

第 1 1 回教育委員会定例会会議録

平成 2 9 年 1 1 月 2 8 日（火）

場所：国立市役所教育委員室

出席委員	教 育 長	是 松 昭 一
	教 育 長 職 務 代 理 者	山 口 直 樹
	委 員	嵐 山 光 三 郎
	委 員	城 所 久 恵
	委 員	高 橋 宏
出席職員	教 育 次 長	宮 崎 宏 一
	教 育 総 務 課 長	川 島 慶 之
	教 育 施 設 担 当 課 長	山 本 俊 彰
	教 育 指 導 支 援 課 長	三 浦 利 信
	指 導 担 当 課 長	荒 西 岳 広
	生 涯 学 習 課 長	津 田 智 宏
	給 食 セ ン タ ー 所 長	吉 野 勝 治
	公 民 館 長	石 田 進
	図 書 館 長	尾 崎 清 美
	指 導 主 事	植 木 淳

午後 2 時 0 0 分開議

○【是松教育長】 皆さん、こんにちは。本日は、定例会開始前に永見市長のところへ出向きまして、平成 30 年度の教育費予算の重点要望を行ってきたところでございます。各委員におきましては、お疲れさまでございました。引き続き、これから平成 29 年第 11 回教育委員会定例会を開催いたします。

本日の会議録署名委員を城所委員にお願いいたします。よろしいでしょうか。

○【城所委員】 はい。

○【是松教育長】 よろしく申し上げます。

本日の審議案件のうち、議案第 53 号、臨時代理事項の報告及び承認について（国立市立学校医の委嘱について）は、人事案件ですので秘密会としますがよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）



○議題（１） 教育長報告

○【是松教育長】 それでは審議に入ります。

最初に教育長報告を申し上げます。

10 月 24 日火曜日、第 10 回定例教育委員会を開催いたしました。その前段におきまして市長との総合教育会議を開催いたしております。平成 30 年度の教育施策についての協議を行ったところでございます。本日は、その協議に基づいて予算要望を市長に行ったということでございます。

10 月 24 日同日は、北秋田市の教育委員会から行政視察に訪れております。翌 25 日まで国立市の学校教育等についての視察をしていただきました。

10 月 25 日水曜日には、小・中学校の合同授業研究会の公開授業第 1 回目を開催いたしました。また、同日は教育委員会事務局三課の定期監査が行われたところでございます。

10 月 26 日木曜日には、東京都文化財保存整備区市町村協議会の東京都予算要望が行われております。本市からは教育次長、津田生涯学習課長が要望に参加しております。また、当日は三中におきまして、中学生東京駅伝の選手選考会が実施されました。

10 月 28 日土曜日、第 4 回となります国立市青少年音楽フェスティバルが総合体育館において開催されました。また、同日は公民館におきまして、国立市民文化祭の開催式が執り行われております。また、同日は文化財ウィークの特別公開、一斉公開の開始日でございます。11 月 5 日まで特別公開と一斉公開事業を実施しております。

10 月 29 日日曜日には、第 1 回となります緑川東遺跡出土の石棒講演会を開催いたしました。

翌 10 月 30 日月曜日、この日より翌日の 31 日まで、教育委員会の行政視察を行っております。石川県金沢市並びにかほく市等へ赴きまして、学校複合施設の状況と運営状況、また泉鏡花記念館や西田幾多郎記念哲学館等の文化施設も視察をしてきたところでございます。

10 月 31 日火曜日より、翌 1 日まで中学校の特別支援学級宿泊学習を高尾山の高尾の森ヴィレッジで行っております。また、同日から 2 日まで、一中の 2 年生の職場体験学習が開催されたところでございます。

11 月 2 日木曜日に校長会を開催いたしました。また、同日より 23 日まで国立市文化芸術条例中間報告案のパブリックコメントの受付を開始いたしました。

11 月 3 日金曜日には、国立市制 50 周年の記念式典を芸術小ホールにおいて行ったところでございます。

11 月 5 日日曜日に国立市市民表彰式典が、市民まつり会場であります大学通りにおいて行われました。また、同日は文化財ウィーク事業として「本田家講演会」を開催いたしております。

11月8日水曜日に、小・中学校合同授業研究会公開授業の第2回目を開催いたしました。また、同日、東京都市教育長会が開催されております。

11月9日木曜日に校長会を開催いたしました。

11月10日金曜日、一中の創立70周年式典が執り行われております。また、同日から29日にかけて、各学校の通学路の合同点検を実施しております。

11月13日月曜日に文化財保護審議会を、11月14日火曜日には公民館運営審議会を開催いたしました。また、11月14日火曜日には、東京都市町村教育委員会連合会の第2ブロック研修会が、町田市において開催されました。

11月16日木曜日に、小学校入学前説明会を開催いたしております。同日は、図書館協議会並びにスポーツ推進委員定例会も開催いたしました。

11月19日日曜日に、第2回目となります緑川東遺跡出土の石棒講演会を開催いたしました。

11月20日月曜日に、文化芸術講演会「“ゴッホ展 巡りゆく日本の夢”を楽しむ」を開催いたしました。

11月22日水曜日に、七小を市教委訪問いたしました。

11月23日木曜日には、市制施行50周年記念の中央図書館児童室連続講演会の第2回目となります「国立大学町開発と富士見台団地」の講演を行っております。

11月24日金曜日に、四小創立の60周年式典が開催されました。

11月25日土曜日には道徳授業地区公開講座、これは八小と一中で行われております。

11月27日月曜日に、給食センター運営審議会と社会教育委員の会が開催されました。

教育長報告は以上でございます。ご意見等ございましたら、よろしく願いいたします。

山口委員。

○【山口委員】 10月24日から本日まで、秋の時期でありまして、さまざまな事柄が行われております。特に市制50周年記念式典や周年行事の学校が二つほどありまして、今までの歴史を振り返って先を見るようなことと、ここには書いていないですけども、学芸会や音楽会も各校やられておりました。私もいろいろ出まして、数えたら1カ月に26回ほど出ていました。1日ダブっているのもあるので、少し忙しかったんですけども、さまざま勉強をさせていただいていろいろご報告したいのですが、その中の1点だけに絞っていきたくと思います。

東日本エリアの教育委員会の研修会が11月9日につくばで行われまして、それに参加したことの感想です。「家庭教育の支援について」という分科会に出ました。先ほどの市長とのお話の中でも出ていたんですけども、家庭教育に対して学校教育がどういったサポートができるか、もう少し総合的に見ていったらどうだろうかという話を中心に、そういう事例をやっている南房総市さんと高萩市さんから二つの事例が報告されました。小さい市ですけども、一つは生まれたときからあるとか、生まれる前から始まっているという話が助産婦さんからあったのです。南房総市さんは、15歳まで連続してかわりを持っていくことをやっているということで、当然、小学校入学前は教育委員会の範疇ではないんですけども、担当部署と連携をとりながらやっており、不登校ゼロを目指してさまざまなことをやっているとのことでした。

高萩市さんのほうは、アウトリーチという言葉、これは福祉でよく使われるのですが、待っているのではなく当事者のほうへ出向いていく、そういうような家庭支援をやっている。小学校1年生は全家庭の訪問を完璧にするということでやり始めており、そういう支援員のような制度を持っているとのことでした。それらおしなべて教育委員会のところと、ほかの二つのところは福祉の部局との連携みたいなところを強くやっていくと。国立で言えば、子ども家庭部が入るのだろうと思うんですけども、そういう動きが出

てきて、非常に難しい点がたくさんありますという話も報告の中にあつたのです。一つの方向性としてそういうことがあって、同じ子が連続しているわけですから、そういう部分で連続性みたいなものを大事にしていこうという動きが出ていることを感じたところで、非常にラフですけども、ご報告をさせていただきます。

それから、質問が二つほどあるのですけれども、11月16日に行われた小学校入学前説明会に列席させていただいて、大勢の保護者の方が熱心に参加していて、その様子とその後の反応等々があれば、お聞かせ願えればということ。もう一つは、特別支援教室はばたきです。今年度から三小、七小で始まって、5月ぐらいからスタートして約半年がたっているところで、来年からは全小学校に広めていくことで動いているわけですけども、今の状況、実態について少しお話していただければと思います。

以上です。

○【是松教育長】 それでは、ご質問をいただきましたのでお答えをお願いします。

小学校の入学前説明会について、荒西指導担当課長。

○【荒西指導担当課長】 それでは、国立市立小学校入学前説明会についてご報告いたします。

今回は、過去最高の65名の方にご参加をいただきました。前半は私のほうから、現在の公立小学校の様子や入学前の指導ということについて説明させていただき、後半は入学予定校ごとにグループをつくり、教員等への質問の時間を設けました。

事後にとったアンケートに書かれた内容といたしましては、この時期に心構えができてよかったということ、それから、直接学校の先生とお話ができ不安がなくなったなどのご意見をいただいております。一方では、保育が抽選になってしまいましたので、漏れてしまった方がいらっしゃったことや、開催時間帯等について改善を求めるとご意見もいただいたところです。

全体を通して、第1子のお子さんが就学期を迎えるご家庭には、ニーズがある事業なのかなと感じたところでございます。

以上です。

○【是松教育長】 いかがでしょうか。よろしいですか。

山口委員。

○【山口委員】 感想ですけども、ご両親で来ているケースもあったのか、お父さんも結構見かけたので熱心に来られているなということで、保育を取り入れて入れやすくした成果もあるのだけれども、逆にもっとやってほしいという要望もあったということです。やはり需要があって、お子さんが小学校前から小学校へ上がるころでの不安は、本人もそうですけれども親御さんがたくさん抱えているのだなと。これはしっかりやっていく。国立の全小学校に対象者がいますから、全体をカバーしている部分があると思うのですけれども、すばらしいやり方なので、これからも続けていただければと思います。

以上です。

○【是松教育長】 それでは続きまして、特別支援教室の開設状況について、荒西指導担当課長。

○【荒西指導担当課長】 それでは、特別支援教室はばたきについてご報告いたします。

5月から指導が始まってございますけれども、試行錯誤する部分もありながら、現在順調に行われている状況です。通級指導学級との大きな違いが、やはり在籍学級との連携ということになりますけれども、この点については新しく配置されました特別支援教育専門員が調整役としての機能を果たしております。教員の巡回日が限られますので、通級指導学級のときよりも週当たりの指導時間は少なくなっている状況があるのですけれども、巡回指導教員からの報告によりますと、在籍学級と連携しながらよりピンポイント

トで当該児童の課題に対して指導を行うようになってきていることで、少ない時間でも効果を上げることができているということを知り及んでございます。

現在、はばたきの入級者は三小が 12 名、七小が 18 名となっております。平成 30 年度に向けましては、特別支援教室検討委員会を 6 回ほど開いてございますので、今後、平成 30 年度に向けて準備を進めていきたいと考えてございます。

以上です。

○【是松教育長】 山口委員。

○【山口委員】 そこでの来年度に向けての課題というか、こういうことを強化しようということが、もしあればお聞かせ願えればと思います。

○【是松教育長】 荒西指導担当課長。

○【荒西指導担当課長】 実際にさまざまなお子さんがいる中で、その子のニーズにどのように応じていくかといったところは、課題になってくるかと思えます。今、指導時間というのはある程度絞った形でやってございますけれども、お子さんによっては指導時間をもっと増やしてほしいというような状況もありますし、その中で巡回指導教員が、巡回の場合は 2 日ほどしか学校に来なくなりますので、時間割等を回していくかなど、運営面のことがまず課題になってまいります。

あとは、巡回校の場合、その巡回校の教員の理解が非常に重要になってきまして、特別支援教室でやった内容が在籍学級でどのように生かされるか、在籍学級での課題をどのように特別支援教室に生かしていくかというようなところは、学校全体での理解がないとなかなかうまく進まないところもございます。そういうところは、平成 29 年度内にしっかりと啓発した上で、平成 30 年度の開室を迎えようと考えてございます。

以上です。

○【是松教育長】 他に教育長報告へのご意見、ご感想ございますか。

城所委員。

○【城所委員】 感想になります。この一月いろいろイベントがあって、さまざまな機会に学校等に伺わせていただきました。さかのぼりますが、音楽フェスティバルも盛大に行われて、お天気が悪かったのですが、たくさんの方に来ていただいて、とてもありがたいと思えました。事務局の皆さんも、大がかりなイベントだったのですけれども、大変ご苦労さまでした。先生方も慣れてこられたのか、いいチームワークで動かれていて、楽器の出し入れや子どもたちの誘導など、何のトラブルもなくスムーズに行われているのを見て、そういうところが会場の雰囲気をつくっていくのだなというところを見せていただきました。

子どもたちも本当にすごくて、市内全校とことしは私立 2 校ですかね。13 校で参加していただいたのですけれども、どこの学校もその学校らしいパフォーマンスを見せてくださって、お互いに見合っている様子とかもほほ笑ましく見せていただきました。学校が全部で集まっているいろいろやる機会が、準備等大変かもしれないのですが、もたらずものがたくさんあると思いますので、来年度以降もぜひ素敵な会にしていいただければと思います。

それから、文化的行事もことしいろいろと足を運ばせていただいて、学芸会 4 校に音楽会が 3 校に展覧会が 1 校で、ことしは舞台が多かったですけれども、先月の中学校の合唱コンの中 3 生ではないのですが、どこの学校も 6 年生がそこそこ頑張るといって、さすが 6 年生という感じでした。本人たちも、最高学年だからとか、そういうことが自分たちの言葉から出てきていたり、下級生のお手本になろうとか、いろいろなプロセスがあったけれどもここまで来たということが、舞台なり展示なり合唱、合奏なりで見ら

れました。先生たちも一生懸命夢中になってやっていたという感じで、会が温かい感じで進みました。それを見ている下級生たちも、きつこうやって続いていくのだろうなというように、どこの学校も本当に素敵な時間を過ごしていました。

それから、市制 50 周年と、四小が 60 周年、一中が 70 周年ということで、周年が三つ重なった月だったのですけれども、各校ともども歴史とかを披露していただくのですが、やはりこの国立のまちの発展と地域といろいろなことが絡まって 60 年なり 70 年なり、その学校が発展してきたのだなというところを見せていただきました。いろいろなことのかかわりの中で、きょうがあるのだなということを改めて思わせていただきました。2 校に限らず、どこの学校でも子どもたちの喜びがいっぱいで、時間が積み重なっていくといいなと思った時間でした。

一つ質問をお願いします。10 月 31 日から 1 日まで、中学校の特別支援学級の宿泊学習がありましたが、その様子を教えていただけますでしょうか。

○【是松教育長】 それでは、荒西指導担当課長。

○【荒西指導担当課長】 中学校の特別支援学級の合同宿泊について、ご報告いたします。

これは、一度各校ごとになったものが、今年度もう一度合同でやろうということになり、高尾のわくわくヴレッジで合同宿泊という形になりました。事後のお話を聞きますと、ほかの学校の子どもたちと寝食をとともにすることは、当該の生徒たちにとって非常にいい経験になるということ、それから、他校と交流することは、多摩特研とかの取り組みはありますけれども、さらに深くつき合うことができたということで非常に有意義だったと話を聞いてございます。他に、合同で行うことでコミュニケーションをとりやすくなったり、ふだん取り組んでいることなどの成果の確認もよくできたりしたということでございましたので、今後も続けていきたいと報告を受けているところでございます。

以上です。

○【城所委員】 ありがとうございます。

○【是松教育長】 ほかにいかがでしょうか。

高橋委員。

○【高橋委員】 最初に、11 月の小・中学校合同授業研究会に参加した感想を述べたいと思います。

ことしのテーマは、「思考力、判断力、表現力を高めるための指導法の工夫」ということで、6 年生理科、てこの働きの授業が八小を会場に行われました。理科室には多くの先生たちが参観して、実験の様子を写真に撮ったり、熱心にメモをとったりしていました。てこの規則性について、新学習指導要領には「力を加える位置や力の大きさと、てこの働きとの関係について、より妥当な考えをつくりだし、表現すること」というようにあります。本時の目標は、どんな 2 段のモビールでも、てこの決まりが成り立つか計画書を考えて調べるということでした。大変難しい課題で、子どもたちはどのように実験を行うのかなと興味を持って見ておりました。新学習指導要領で示されているこの「より妥当な考えをつくりだし、表現する」という授業に見事にトライしていたと思います。

授業者はまだ経験の浅い教師ですが、紙のおもりを八小では自作して、八小の先輩教師のサポートが非常にあるなというように思いました。2 段モビールのつり合い、つまりおもりが水平になるという難しい問題を全てのグループが達成して、ことしは見応えのあるいい授業になっていました。

続いて、七小の授業について、本時のねらいと授業改善の視点が観察用のプリントに明示されていて、準備に力を入れている様子がわかります。子どもたちは、授業に集中して熱心に取り組んでいました。子どもの学力を保障するのは教師の授業力だと思います。子どもが食いついてくる教材を用意して、わかる

授業、楽しい授業を実現してほしいというように感じました。

続いて一中の道徳は、「思いやり、人間愛」を共通テーマに、1年から3年まで同一資料を使って地区公開授業を行いました。昨年と同じように同一資料を使っているのですが、昨年と比べて発達段階に応じて補助教材を使ったという点は工夫が見られたと思います。1年生は日常生活をビデオに録画して見せることで、生徒は自分を客観的に見て気づくことができたと思います。まさに教師の授業力を感じた公開授業でした。

最後に、先週、適応指導教室を訪問しました。西所長の授業に10名の中学生と一緒に参加しました。内容は中1と中3でエネルギー概念、圧力や力のつり合いを学習するという単元ですけれども、力というものを西先生はロボットアームの原理を教えながら、子どもたちはそれを体得していました。当時、出席者は朝から数えると15名で、教室は満員状態になるという西所長のお話でした。

以上で終わります。



○議題（2） 議案第51号 国立市学校施設整備基本方針（素案）について

○【是松教育長】 ほかにいかがでしょうか。では、よろしければ次に議案第51号、国立市学校施設整備基本方針（素案）についてを議題といたします。

山本教育施設担当課長。

○【山本教育施設担当課長】 それでは、お時間をちょうだいいたしまして、国立市学校施設整備基本方針（素案）の説明をさせていただきます。

まず、本方針ですが、今後の学校施設の建て替えや大規模改修に際して、教育委員会としての基本的な考え方を示す案となりますので、本日は委員の皆様さまにさまざまなご意見をちょうだいするとともに、パブリックコメントを実施し、必要な修正を加えた上で方針決定したいと考えてございます。

それでは、お手元に配付してございますA3版の概要をもとにご説明させていただきます。

冊子になってございます本編と概要版の章立ては、おおむね同一内容に仕立ててございます。

大まかに章立てをご説明いたしますと、第1章では方針策定に至った経緯とその目的などを記載しております。第2章では、目的を達成するために現状把握を行っており、保全計画をもとにした建物の状況や耐用年数、更新にかかる必要・不足コストを、また、今後の方針に影響を与える児童・生徒数やクラス数のこれまでの推移や今後の推計、また他の市の計画における学校施設の記述の確認を行っております。

これらを踏まえまして、第3章以降で施設工事に際しての基本的・基礎とすべき考え方・視点を定め、これをバックボーンとして具体的な方針を主に三つ、「事業の進め方」、「配置の方針」、「施設整備すべき機能」という形で策定いたしました。最後に今後の取り組みといたしまして、今後10年以内に改築が見込まれております一中、二小、五小の事業化へ向けた方向性を記載してございます。以上、これらで教育施設の中長期的な方針としてございます。

それでは、これから個々の章のご説明をさせていただきます。

まず、第1章の方針策定の背景・目的と対象でございます。（1）策定の背景の一つ目であり、老朽化している学校施設が増加していることが挙げられます。平成27年に策定されました国立市公共施設保全計画により、建物の構造躯体の残存耐用年数が建築的・技術的見地から明らかになっております。

二つ目は、更新にかかわる経費縮減の必要性です。学校施設としても財政上持続可能な維持管理・更新を行う必要がございます。

三つ目は、国の要請でございます。文科省より、学校施設の長寿命化計画の策定が要請されており、平

成 32 年度までに市町村教育委員会ごとに策定することとなっております。そういったことから、次の
(2) 策定の目的ですが、右の図のように学校施設の更新に当たって、ハード面で本来機能である教育機能の向上を目指すとともに、ソフト面では子どもたちが望ましい規模で学習や生活ができるといったことなどの安全性の確保と教育機能の向上、こちらを目指すために本基本方針をつくった次第となります。

(3) 対象施設・位置づけと期間です。対象は市立 11 の小・中学校で体育館、プール、校舎棟を対象としています。期間については、各校の施設レベルや機能にばらつきが生じないように、想定する期間はある程度中長期的なものが望ましいと考え、また、上位計画であります総合管理計画と整合性をとる上でも、対象期間は 2066 年、平成 78 年までの 49 年間といたしました。期間内において児童・生徒数の予測値の変化や国の補助制度、財政状況の動向、こちらによってこの基本方針の内容が状況にそぐわなくなる場合もあると考え、おおむね 10 年程度をめどに見直しの検討を行うこととしてございます。

位置づけに関しましては、右の図にありますように、本方針をもとに各校に具体的な改築、つまり建て替え計画や設計のマスタープランにつなげるものとし、実際の地域や学校関係者との合意形成や議論の際の基礎としたいと考えてございます。

続きまして、第 2 章の実態把握です。

まずは、建物の状況と更新費用を保全計画をもとに記載しております。保全計画では長寿命化の視点を取り入れ、鉄筋コンクリート造について、健全であれば構造躯体は 80 年使用できるとしております。この条件に当てはまるのは第一、第四、第八小学校と第三中学校、こちらの 4 校としております。

改築コストですが、現状と同規模で同数を建て替えた場合と仮定した場合に、総計で小学校が約 180 億円、中学校で約 85 億円程度必要と試算しております。こちらは学校一つであらわしますと、小学校は 1 校 22 億円程度、中学校は 28 億円程度となっております。これはあくまで現状と同規模が前提となっております。近年に建設された学校は、後でも述べますように多種多様な指導法や教育環境が要請されている背景などもあり、面積が大きくなる傾向がございます。

(2) の利用状況ですが、冊子の本編では過去からの児童・生徒数、学級数の推移を整理しております。その上で、ごらんいただいている概要版にもありますように、今後の推計を行っております。これによれば、今後 10 年程度は現状程度または微増傾向にあるとし、長期的に 2 割程度減少すると捉えております。

簡単ではございますが、ここまでが第 2 章の現状把握になります。

ページをおめくりいただきまして、2 ページをお開きください。

続きまして、第 3 章になります。これ以降の章が今後に向けた方針を記述している部分になります。第 3 章では、第 4 章で具体的な方針を考える前提として三つの目指すべき視点、「学習環境・生活環境の向上」、「望ましい規模の維持」、「地域連携の推進」を定めております。これにより、具体的な方針の策定とともに、約 50 年の長期間にわたる学校施設の更新に際しての羅針盤的なものとしていただいております。これらを踏まえて、施設整備の方針を次の第 4 章で教育施設として普遍的に有すべき機能など、学校施設整備に際しての全市的な方針を整理しております。第 4 章のすぐ右側の図にありますように、これら大きく三つの方針を今後の個々の学校施設更新に際しての基本的な考え方としております。

まず、初めの大きな柱であります(1) 各校の更新事業の進め方に関する方針です。具体的には①にありますように、経年劣化による機能回復を図るだけでなく、例えばバリアフリーや省エネルギー化など社会的に要求される水準に合わせて、機能向上の視点を持って改修することといたします。更新に当たっては、基本的には保全計画に示されている年次により、全面的に改築することといたしますが、耐用年数の差が棟ごとで大きく、改築後の校地全体における配置計画に影響が少ない場合は、部分的な更新を行うこ

とも検討いたします。

②の各校の実施計画についてです。先ほど申し上げましたとおり、改修や建て替えなどの施設の更新は、保全計画を基礎としておりますが、実際には財政上の負担が大きくなることから、劣化度の現況を再度確認した上で、毎年の市全体の実施計画の策定に合わせて、整備レベルや実施有無を判断していきたいと考えております。

③の更新事業中の教育環境についてですが、学校の更新には大規模な改修（長寿命化改修）で1から2年程度、改築で3年程度の工事期間が必要とされております。その間、子どもたちは別の校舎で過ごす必要があります、ここに書いた費用面以外にもその環境の維持も重要で、影響を最小限にする考察が必要であると考えます。ただし、各校ごとに諸条件が異なることから、各校ごとに個別に検証をする必要があると考えており、検証の際は下の青丸二つのポイント「仮設校舎の活用」、「他市有施設の活用」、こちらを方針に掲げることといたします。

次の④、予防保全については、現在も実施しております建築基準法第12条による施設設備の点検などを生かし突発的な故障を減らし、想定外の被害のリスクを少なくする予防保全を行います。

次の大きな項目は、(2)の配置に関する方針です。学校は単に教科などの知識や技能を習得するだけの場ではなく、集団の中で社会性などを身につける重要な場所と考え、一定の学校規模を有していることが必要と考えます。児童・生徒に望ましい教育環境を今後も継続して提供するためには、将来的な学校の統廃合も視野に入れて施設整備を検討し、望ましい規模の学校を今後も維持していく視点が重要であることから、児童・生徒の増減を予測し、事前に手段を講じることが重要であるとしております。

まず、一つ目の①現行制度における国立市の適正規模についてですが、これは望ましい規模を考える際の基礎となる考え方、方針となります。まず、青丸一つ目の標準学級数ですが、学校教育法施行規則第41条では、「小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする」となっており、中学校も準拠するとしております。小・中学校の学年数は6年、3年ですので、これを割り返しますと、小学校は各学年2から3学級、中学校は各学年4から6学級が標準学級数となります。よって、これを学校配置や更新の際に施設規模を考察する基礎的な基準といたします。

次の②学校数及び配置についてです。さきの基準に従い、各校の更新に当たっては工事完了時の該当校の児童・生徒数や学級数などの推計値をもとに適切な整備内容といたしますが、学級編成基準の変化や児童・生徒数の増減、統廃合など状況の変化に弾力的に対応し、増築などにも対応できる、左の図にありますような可変性のある学校施設を整備できるよう努めることといたします。

次の3ページの青丸二つの「将来必要な学校数の見込み」や「将来見込まれる配置」ですが、おおむね20から30年後における学校数の目安として、小学校で6校程度、中学校で2校程度とすることが一定の目安で、現況においては長期的にこの数を想定することとし、再配置に当たっては市内全域や地域ごとの児童・生徒数を見通す中で、学区区分や地域における学校の位置を検討することが重要と考えます。

次の③統廃合を検討する条件や時期になります。総論的には右の図にありますように、税源確保の視点や児童・生徒の減少を踏まえることが肝要となりますが、その検討は関係する児童・生徒や保護者、さらには就学予定の子どもたちの関係者や地域住民など異なる立場の人々の考える合理性や必然性を共通理解として、一つずつ課題を解決しながら進める必要があると考えます。

青丸一つ目の実際の検討開始の時期といたしましては、合意形成には多くの時間を要すると考えられ、改修や改築などの学校更新とあわせた場合は、おおむね10年先を見越して適宜、将来を推計することが必要となりまして、複数年にわたり望ましい規模を下回る状況が予測され、回復の見込みがない場合は、

関係者と早期に検討に入ることとし、おおむね2年から4年程度で統廃合については結論を出すことと考えております。また、青丸二つ目のその際に必要な要素や条件として、3ページ右上の図にあるように、「検討を開始する要件」、「考慮すべき要素」、「教育委員会で努める事項」を条件に、統廃合の検討を必要に応じて開始するわけですが、次の青丸にありますように、その際の「施設更新との関係」の考え方として、学校の施設更新と統廃合の必要性が生じた時期が重なる場合には、校舎などの更新と統廃合をあわせることによって積極的に捉えることもできます。よって、学校施設の更新の際は、周辺の学校も含めて適正規模などの教育環境の諸課題を踏まえて、検討の契機と考えることも有効であろうと考えております。ただ、一方では、学校の統廃合に際しては、小規模校のデメリットや適正規模化によるメリットなど、規模の適正化によってしか良好な教育環境を維持できないといった教育的視点からの合理的・必然的な理由が前提であることも忘れてはならないと考えてございます。

説明が長くなり恐縮でございます。次が大きな方針の最後、三つ目です。(3)機能整備に関する方針です。これまで校舎は鉄筋コンクリートで建設され、東西に延びた廊下の南側に教室を並べた形状が一般的でございました。今後は、配置についても図書室とパソコン教室を一体にしたメディアセンターなどを学校の中心的な位置に置き、主体的な学習、多様な指導に供することを検討することも重要となっておりますので、既存の形状にとらわれず、真ん中に矢印のある図で示すような、今日的・将来的に必要とされる内容とすることが望まれると考察いたします。

その上で、①の諸室の機能や配置について考察いたしました。具体的には青丸一つ目の普通教室やそれを主に取り巻く共用空間、特別教室、青丸三つ目の管理諸室の考え方を整理いたしました。普通教室は機能連携や連続性に配慮するとともに、学年や教科など一定のまとまりを意識した配置とすとか、学習内容の多様化に伴い持ち物も増加しておりますので、教室面積の最適化の検討が必要としております。特別教室は多様な機能を有するため、その配置に当たっては、他の諸室との機能や使い方の相性を考慮するとともに、各普通教室からアクセスしやすい位置にしたり、地域へ開放した場合の動線の考慮などセキュリティにも配慮した検討が必要としております。

次の②付加機能についてです。このことや次の③複合化については、学校教育とは直接は関係のない事項・方針かもしれませんが、地域とともにある学校とすることを求められているとともに、防災やコミュニティの拠点として市政運営上も重要な機能を担っているなど、教育機能以外にも求められる事項が多く存在していることから、本方針ではそれらを整理し、考え方としてまとめております。

次の③改修のレベルですが、これは建て替え、つまり改築ではなく長寿命化や大規模の改修をする際の考え方をまとめたもので、主にこの表にある項目を基礎として検討を進めることを考えております。

次の第5章では、今後10年で建て替えが必要な学校の建て替え事業の検討を効果的・スムーズに進めることを目的に方向性や手法を示しております。

簡単に方向性だけお話いたしますと、第二小学校につきましては全面的な改築を行い、平成30年度以降、地域や保護者、学校関係者などといったメンバーを交え、個別具体的な新校舎の方針や理念を定めたマスタープランを策定することとしております。第一中学校につきましては、耐用限度が迫っております施設が特別校舎棟だけになりますので、使える施設は長く使うといった視点で必要な施設のみの建て替えを早急に検討することとしております。

以上が、国立市学校施設整備基本方針(素案)のご説明になります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○【是松教育長】 説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

山口委員。

○【山口委員】 読ませていただいて、これから必ずやってくる部分と国立市にとって大きな課題と、教育ということについても大きな課題、いろいろな方向性からしっかり検討されている方針だなと思いました。特にバリアフリーであるとか、今後地域の中の学校の位置づけみたいなこともある程度配慮して、これは非常に難しい部分があるのですけれども、絶対避けて通れない部分もあるなどというようなことと、統廃合のことも考えるということで、さまざまな要素が入っています。パブリックコメントの中で、さまざまな意見が出てくると思うのですけれども、市全体として絶対これは避けられないものだろうと思うので、しっかりつくっていただければと思います。ご苦労さまでした。

○【是松教育長】 ほかにいかがでしょうか。

高橋委員。

○【高橋委員】 大変きめ細かく、長期的な展望に立って計画立案されたなと思います。特に学校は今までは古くなったら建て替える、非常にわかりやすい単純明快な考え方だったのですけれども、限りある資産、経費、それを有効に活用するにはそれだけでは終わらない。そこで長寿命化という考え方が持ち出されて、では、長く使うためには、今度は生徒も減っていく中で器だけが長く残っていればいいのかということ、それだけで終わりにはできない。そこでこれから考えていくのは複合化とか、施設の有効な活用というところが、この最後の部分になってくるのではないかなと。今後の取り組みというところでは、ここに住んでいる私たちが学校を中心として、文化的な、また生活面でも、それから防災の面でも、いろいろな面で学校を中心として考えていく、そういう一人一人の市民であってほしいなと思いました。

以上です。

○【是松教育長】 城所委員。

○【城所委員】 感想です。公の場で、もう具体的に二小とか一中とか五小とかいろいろ名前も出てくるので、これからいよいよ市内でも話題になってくると思うのです。何年か前の小学校入学説明会のときに、八小がなくなるのですかと、入学前の親御さんが聞いていたりとかで、私たちが知らないところでいろいろうわさが飛び交っていたり、尾ひれがついたりということがこれから起きる可能性もあります。ここで話されたことが、きちんと話されているのかということを経回確認していかないと、気づいたらいろいろなところで、いろいろなことが起きていると大変なことになってしまいます。

先日、視察でかほく市の宇ノ気中学校というところで、複合化施設を見せていただいたのです。やはりそこは、北陸の割とのんびりした地域なので、行政主導でほとんど全てを行っていった経緯というのを伺わせていただきました。国立は小さいまちですけれども、一つの学区の中にいろいろな地区が入っていて、ある意味一つの町内会が二つの学区に分かれて通っていたり、細かい事情があるので、いよいよ統廃合や学校を何かするというときは、多分細かいことがいろいろ出てくるのではないかなと思っています。かなり合意をとってやっていくのに時間がかかるのかもしれないのですけれども、余り感情論にならず、いろいろなことを皆さんで話されて、いいところに落ちて素敵な学校になっていくといいなと。今の段階で言えることは、このくらいなのですけれども、大がかりなことにそろそろ手をつけていくという、大変なこととの始まりだなという感じがしますが、乗り切っていけるといいなと思っています。

以上です。よろしく願います。ありがとうございました。

○【是松教育長】 嵐山委員。

○【嵐山委員】 感慨深いものがあります。私は小学校が二小だったので。二小は、今で言うと国立音大附属があるほうで、非常に歩きます。それが今は八小と三中まであるわけだけれども、これから人口間

題があって、小学校6校、中学校2校という一つの目標を見ると感慨深いものがあります。私のときは三小がなかったからね。それから国立の人口が増えてきて、それでこうやって統廃合というのは時の流れで、切なく大変だけれどもこういう作業をやる。統廃合、学区変更、改修、改善というのは、機能・設備に関する方針も、いろいろ辛いところもあるけれども、よく分析してこのように図表も入れてまとめられて、よく説明していただきました。よくできていると思います。今後もこれに沿って意見がいっぱい出てくるでしょうから、どう対応するか。頑張っていきましょう。

○【是松教育長】 ありがとうございます。

先日、国立第一中学校が創立70周年を迎えたわけですが、ご案内のように戦後72年を経過しましたが、国立の学校の歴史というのは戦後の建設の歴史です。戦前は国立第一小学校、当時の谷保小学校しかなかったわけで、戦後の人口流入の中に村が町になり、町が市になり、そしてその間に小学校8校と中学校3校が瞬く間にゴールドラッシュのごとくつくられていったという歴史があります。つくられ始めたのは、戦後間もなくからつくられ始めましたが、つくった当初は木造でしたので、すぐに老朽化が来まして、今のほとんどの施設は昭和40年代から50年代に鉄筋コンクリート造で作りかえられたものです。それが順次、そろそろ耐用年数を迎えているというところになってまいります。

当時、学校を建てるときには、正直人口がこの先これだけ伸びるだろうから、いついつにこういう学校をつくろうとかという、そういう計画的なものは一切なく、場当たりに人口が増えてきたからとにかく子どもを収容する学校をつくらなくてはいけないというような、もう後手後手であたふたとしてつくられたのが今の学校です。そういう意味では、当初から長期展望を見越して、計画的に学校を増設してきたということはありません。ところが、今回は少なくとも長期展望、49年先を見越しながら、子どもの数の減少も考慮に入れながら、適正な学校規模をどう考えていくかというようなことも含めて、一つ一つ計画的に少し時間の余裕を持って学校建設をしていこうということで、これまでの人口増の中で行ってきた学校建設と人口が減っていくことと老朽化を迎えるの学校建設とは、少し特質が違うのかなというように思います。強いて言えば、今回は計画的にかつ丁寧に、1回建ててしまえばまた70年くらい使うであろう今後の学校建設に時間を持って臨めるということは、むしろこの公共施設マネジメントのいい点ではないかなと思っています。

残念ながら人口の推移によっては学校が減るかもしれません。それはそれでもういたし方のないことで、これは国立市に限ったことではなく、他の地域においても同じような傾向になっていくと思います。そこはもうご理解いただかなくてはしょうがないところなのですが、少なくとも残していく学校、あるいは作りかえていく学校については、公共施設マネジメントの中のスパンを常に考えながら、この中では10年後を見越してマスタープランをつくってやっていくのだということです。70年先まで、将来の子どもたちにしっかりとした学校、すばらしい学校を昔の人はつくってくれたと感謝されるような、そういった学校づくりをこれからしていくという意味では、これを負の考え方ではなく、積極的な学校づくりということを目指していくような考え方で今後、取り組んでいく必要があるのではないかなと思います。そのスタートラインに立つのがこれだと思っていますので、教育委員会としては、これから次の世代に引き継ぐすばらしい学校づくりをこの整備計画の中でやっていくのだというスタンスで、取り組んでいきたいと思っています。よろしく願いいたします。

それでは、採決に入ります。皆さんご異議がないようですので、可決でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○【是松教育長】 それでは、議案第51号、国立市学校施設整備基本方針（素案）については、可決と

いたします。



○議題（３） 議案第 52 号 国立市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱案について

○【是松教育長】 次に、議案第 52 号、国立市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱案についてに移ります。

尾崎図書館長。

○【尾崎図書館長】 それでは、議案第 52 号、国立市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱案についてにつきまして、ご説明いたします。

本案は、国立市子ども読書活動推進計画を策定するための委員会を設置するため、要綱を制定するものでございます。現在、図書館では乳幼児から高校生までの子どもを対象といたしまして、子ども家庭部を含みます関係各課と連携し、第二次子ども読書活動推進計画に基づく事業を実施しているところでございますが、本計画が平成 31 年 3 月末で終了いたしますことに伴い、次の第三次計画案を策定するための委員会設置要綱案でございます。

資料を 1 枚おめくりください。策定委員会の設置要綱案になりますが、組織としましては第 3 条の規定にありますとおり、委員長は教育次長、副委員長はくにたち中央図書館長を初め、子ども家庭部局の 2 課長及び教育委員会部局の 3 課長から構成する計 7 名です。付則といたしましては、平成 29 年 12 月 1 日から施行としております。これに伴い委員の任期も同日から、計画が策定されるまでの間としております。

もう 1 枚資料をおめくりください。資料 1 は、委員名簿となっております。資料 2 は、委員会の開催日程になります。開催日程は予定ということでございますが、平成 30 年 1 月に第 1 回策定委員会を開催し、第 6 回までの間に計画素案をまとめまして、その後、教育委員会に計画素案を報告し、図書館協議会にも提示、さらにパブリックコメントを募集し、市民意見等も参考にさせていただきながら、11 月ごろまでに計画原案を作成いたします。平成 30 年 12 月の総務文教委員会に計画原案を報告し、市議会の意見等も集約する中で計画案を確定していきます。そして、平成 31 年 1 月の教育委員会への報告により了承をいただき、平成 31 年 4 月より、第 3 次計画を発効する予定でございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○【是松教育長】 説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

それでは、採決に入ります。皆さんご異議がないようですので、可決としますがよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○【是松教育長】 それでは、議案第 52 号、国立市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱案については、可決といたします。



○議題（４） 報告事項 1）（仮称）国立市文化芸術振興条例素案について

○【是松教育長】 次に、報告事項 1、（仮称）国立市文化芸術振興条例素案についてに移ります。

津田生涯学習課長。

○【津田生涯学習課長】 それでは、（仮称）国立市文化芸術振興条例素案について、報告いたします。

素案の説明に入る前に、A 4 横の資料「（仮称）国立市文化芸術振興条例案の検討状況について」をもとに、今までの経過をご説明いたします。当日資料でお配りしております。よろしく願いいたします。

まず、（仮称）国立市文化芸術振興条例案につきましては、附属機関（仮称）国立市文化芸術振興条例検討委員会の委員 10 名により内容を議論しています。議論いただいている内容につきましては、1、諮

問の意義に記しておりますが、文化芸術活動の充実を図り、文化芸術を市民にとって一層身近なものとし、国立市の特性に応じた文化芸術施策の推進を図るため、基本理念や各主体の役割等を明らかにする条例の内容や構成についてです。

2、検討の経過をごらんください。第1回目の委員会を平成29年6月20日に開催し、委員の委嘱、教育長から諮問の提示、今後の委員会の進め方、委員長、副委員長の選任などを行いました。2回目、3回目の委員会では条例に盛り込みたい内容、国立らしさやより一層の文化芸術を振興させるために必要なこと、大切なことについて各委員よりご発言をいただき、その内容をもとに議論をいたしました。また、3回目には国の法律、文化芸術振興基本法が6月に改正されたので、その内容を踏まえご議論をいただきました。国の法律の改正につきましては、法律の題名が「文化芸術基本法」と変更されたこと、内容につきましては、文化芸術の振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策を法律範囲としたこと、文化芸術により生み出されるさまざまな価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが改正の趣旨となっております。そして、4回目の委員会で今までの議論をもとに、条例案の項目、内容について議論をいたしました。その成果が、A4縦の資料、条例素案となっております。

A4縦の資料をごらんください。条例素案です。1ページをごらんください。まず、条例の名称は「(仮称) 国立市文化芸術条例」としております。これは国の法律の名称が「文化芸術振興基本法」から「文化芸術基本法」と改正されたこと、次世代を担う子どもたちにも理解できるよう、なるべくシンプルな名称がよいということで、このような名称としております。

前文です。前文も名称同様にコンパクトにし、子どもたちにも理解できるような表現としております。内容は、国立市の地理的特性、歴史的特性、そして市民、国立市につながる全ての人々が文化と芸術を通じて、生き生きと過ごせる場所にしていくために条例を制定するという決意を述べております。

2ページに移ります。1、目的です。この条例を制定する目的、文化芸術基本法に基づくもの、各主体の役割や文化芸術施策の基本的事項を定め、文化芸術施策を推進し、「文化と芸術の香るまちくにたち」の実現に資することを記しております。

2、基本理念です。市の基本理念である「人間を大切にする」をもとに、「文化芸術活動の自主性、創造性の尊重」、「文化芸術を通じたにぎわい溢れるまちづくり」、「文化芸術を通じた交流の促進」、「文化芸術の次世代への継承」の4点を掲げております。

3ページに移ります。3、基本方針です。基本方針は、基本理念を受け、各主体が取り組むべき内容を記しております。(1)は、年齢、しょうがいの有無または経済的な状況にかかわらず、さまざまな人々に幅広く文化芸術にかかわる機会と環境を整備すること、(2)は、多様な文化芸術活動を支援すること、(3)は、国、他自治体、学校、地域などと連携・協働し、文化芸術施策を推進していくこと、(4)は、文化芸術を通じた世代間、国内外との交流を推進していくこと、(5)は、情報の収集と発信を積極的に行うこと、(6)は伝統文化や文化財を保護・活用すること、(7)は、文化芸術活動を担う人材育成を行うこと、(8)は、文化芸術の振興や次世代への継承の重要性に鑑み、若い世代により文化芸術活動に携わる機会を充実させることを明記しております。

4ページに移ります。4、市の責務です。市は、文化芸術施策を総合的、計画的に推進しなければならないこと、文化芸術施策を推進するに当たっては、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり等各関連分野における施策との有機的な連携を図られるよう努めること、文化芸術施策の推進に必要な財政上の措置を講じなければならないことの3点を掲げております。

5、市民の役割です。市民は自由に文化芸術活動を担い、携わり、鑑賞するなどの権利を有していること、また、文化芸術の担い手として相互に連携し、その継承に努めていくこととしております。

5 ページに移ります。6、文化芸術団体等の役割です。文化芸術団体等は、市内の文化芸術活動に携わっている組織化された団体、事業者、グループ、法人、連盟などを指します。文化芸術団体等は、その専門的な知識や技術を生かし、自由で多様な活動を行うことで、市内の文化芸術活動を支えるとともに、市民への活動機会の提供などを行うことで、文化芸術活動の振興に努めることについて記述しております。

7、文化芸術推進に関する計画の策定です。市の責務において、文化芸術施策を総合的に作成し、計画的に推進することを明記しましたが、これを実現するために必要な実効性のある計画の策定について記載しております。また、計画の策定に当たっては、後述する（仮称）国立市文化芸術推進会議に諮りつつ、市民の意見を幅広く取り入れていくことを明記しております。

6 ページの 8、推進機関の設置です。市は、文化芸術施策の推進に関する計画や計画策定後の進捗状況の点検・評価など重要事項を審議するため、（仮称）国立市文化芸術推進会議を設置すること、この会議の設置、運営等必要な事項は規則で定めることを記しております。

以上が素案の内容となっております。

それでは戻りまして、A 4 横の資料、「（仮称）国立市文化芸術振興条例案の検討状況について」の 2 の検討の経過をごらんいただきたいと思っております。

4 回目の委員会最後に、今お話ししました条例素案についてパブリックコメントを実施しました。期間は 11 月 2 日から 11 月 23 日の 3 週間、場所は市役所、公民館、図書館、北市民プラザ、南市民プラザ、芸術小ホール、郷土文化館、そして市のホームページで行いました。

パブリックコメントの概要です。この資料の裏面、4 をごらんください。期間中に 4 名の方から、計 22 件のご意見が提出されました。ご意見の概要としては、条文の文言の修正を求めるとのご意見や賛同のご意見、あるいは新たな内容を追加してほしいなどで、条例素案そのものに反対のご意見はありませんでした。条文の文言の修正については、例えば 2 番の前文 4 行目、「文化と芸術を尊ぶ」という箇所の「尊ぶ」という言葉は、上下関係をイメージしてしまうことから、「受け入れる」といった言葉を用いてはどうかというもの、内容を追加してほしい事項については、6 番の基本方針の箇所に「景観の保全及び再生」について明記してほしい、7 番の市の責務について「環境の整備」を追加してほしいなどです。

最後に今後の予定です。今の同じ資料の表面の下の欄をお願いしたいと思います。3 番になります。平成 30 年 1 月 18 日に第 5 回の委員会を開催し、パブリックコメントのご意見、本日の定例会でのご意見、さらに、平成 29 年 12 月 12 日に開催する総務文教委員会などの市議会でのご意見を踏まえ、最終的な条例案をまとめてまいります。その後、平成 30 年 1 月末に答申をいただき、本答申をもとに教育委員会定例会に議案として条例案の提案、平成 30 年市議会第 1 回定例会に条例案を提案し、平成 30 年 4 月施行を目指してまいりたいと考えております。

以上、（仮称）国立市文化芸術振興条例素案の報告となります。

○【是松教育長】 報告は終わりました。ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

嵐山委員。

○【嵐山委員】 パブリックコメントの意見の概要は面白いです。さすが国立で、いろいろな注文がつくけれども、これを参考にして条例に反映させていくのがいいと思います。例えば 1 番目の「大学を中心とした」というのは、私も最初読んだときにちょっと引っかかりました。一橋大学のほかにもいろいろな大学や高校があるし、例えば「大学を初め、さまざまな学びの場が」というようにしたほうが、私もいいと

思います。パブリックコメントでいろいろ細かいことを言ってきているけれども、いいことを言っています。ですから、これを真っ当に受け入れて、受け入れられないものは受け入れられないだろうけれども、討議して、せつかくの条例ですからより完璧なものをつくってほしいと思います。頑張ってください。

○【是松教育長】 ほかにいかがでしょうか。

山口委員。

○【山口委員】 私もまだじっくり読めていない部分があるのですが、パブコメの5番にあるところ。3の基本方針の(1)です。「年齢、しょうがいの有無又は経済的な状況にかかわらず」というところが少し引っかかっていて、もっと幅広く「あらゆる人々が」とか、そういう表現のほうがいいのかなと思いました。パブコメでは、具体的なほうがいいと言っているのだけれど、今の国立だったら幅広く「いろいろな、あらゆる人でも」の表現のほうがいいかなと感じたところでございます。委員会で検討をしていただければと思います。

あと、「市民の役割」のところで、「役割」がいいのか「立場」なのかといったところですが、私自身は「役割」という言葉には、義務感が若干あると思うので、「市民の立場」のほうがいいのかなと思います。

以上です。

○【是松教育長】 ほかにいかがでしょうか。

嵐山委員。

○【嵐山委員】 私も同じことを考えました。

○【山口委員】 よろしくをお願いします。

○【是松教育長】 第5条は「市民は、自らが文化芸術を創造し」とあるのですが、解説の中には、市民が自由に文化芸術活動を行えると、自由な文化芸術活動の保障がされているのですが、文面からだちょっとそういうニュアンスが伝わらないということもあるのかもしれない。

私のほうから1点だけ、基本的なところで、この国立市文化芸術条例の最も国立らしい部分というのはどこなのかということをお教えいただきたいと思います。

津田生涯学習課長。

○【津田生涯学習課長】 基本理念のところになります、(2)のところ。今もさまざまな市民の活動を中心として、文化芸術活動が推進されていることありますが、よりまちの魅力を高め、市民生活を活気あるものとし、にぎわいの溢れるまちとしていきたいという部分です。あと、(3)のところ。市内外のさまざまな主体と連携、協働して、広く人々の交流を促進して開かれたまちにしていきたいということ、(4)の次世代への継承ということで、子どもたちに対して小さなころから文化芸術活動が充実できるような場面をつくっていくという点が特徴となっております。

○【是松教育長】 わかりました。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。



○議題(5) 報告事項2) 国立市財政健全化の取り組み方針における公民館及び図書館の管理運営のあり方について

○【是松教育長】 それでは、次に、移ります。

報告事項2、国立市財政健全化の取り組み方針における公民館及び図書館の管理運営のあり方についてに移ります。

石田公民館長。

○【石田公民館長】 それでは、国立市財政健全化の取り組み方針における公民館及び図書館の管理運営のあり方について、報告いたします。

右上にきょうの日付と教育委員会資料と書いてある資料をごらんください。国立市では、平成 25 年 8 月に財政改革審議会の最終答申を受け、新たな政策課題対応の必要性や、弾力性に欠けた財政状況を鑑み、財政健全化を進めることが喫緊の課題であるとして、翌年 2 月に「財政健全化の取組方針・実施細目」を定めました。この方針では、直営で管理運営を行う公民館や図書館も、施設のあり方を積極的に検討し、より市民サービスが向上されるよう、管理運営形態を検証し、平成 26 年度から 6 年間、目標スケジュールに沿った健全化を目指すことが求められました。これを受け、公民館と図書館では各市を調査し、検討をし、管理運営のあり方について下記のとおり考え方を整理しました。

1 番、検討の経過でございます。(1) 公民館では、多摩地域の動向や関係する公民館運営審議会、また公民館利用者連絡会などの意向を踏まえ、公民館の役割である生活や地域の課題解決のための学習等が向上する管理運営形態の検討を進めました。26 市では、公民館設置の 19 市は全て直営であり、公民館未設置 7 市のうち 4 市は公民館を生涯センターなどへ移行し直営で運営、東久留米市だけは指定管理者制度を導入しております。

(2) 番、図書館では、多摩地域 26 市の民営化動向を調査し、図書館の役割や市民サービスが向上される管理運営形態について検討を進めました。平成 28 年度より書庫資料の保存を中央図書館、北、南分館で分担し、蔵書管理を整備し、平成 29 年度は開館曜日や時間などの市民要望を聞いて、分室の利用状況調査を実施しております。26 市での運営は、中央館では青梅市が指定管理者制度、府中市と稲城市の 2 市が P F I 制度を導入し、地区館では 8 市が指定管理者制度や運営委託を導入しております。

2 ページ目をごらんください。2、検討の視点でございます。公民館や図書館の管理運営は、両館の歴史的な成り立ちや果たしてきた役割を踏まえ、市民サービスとコストの視点から民間委託等の必要性を論じるべきものと考えております。市民サービスとして機能性や利便性に重点を置くのか、あるいは地域性や協働性、市民参加に重点を置くのか、さらに指定管理者制度の場合は、図書館は無料の原則の中で、収入等がどの程度見込まれるのか、また、直営の場合は、業務等の効率化や人員の合理化を図りながら、多くの地域力などの活用を求める必要があり、その運営を今後も継続していけるのか、このような視点に加え、次の 3 番にある国の動向を踏まえ、管理運営のあり方と方向性を整理しました。

3 番、国の動向でございます。(1) 番、国では効率化を推進する民間委託導入の観点から、総合交付金におけるトップランナー方式を実施しましたが、そのうち図書館や公民館の管理などの 5 業務は、国はこの方式から外して見送ることとなりました。理由は、以下の①から④のとおりでございます。詳細については省略させていただきます。ごらんください。

そして、次の 3 ページをごらんください。4、市議会の答弁です。国立市でも公民館や図書館の運営について一般質問等で取り上げられ、市長や教育長、教育次長が以下のとおり述べております。(1) 平成 29 年の第 2 回市議会定例会で教育次長が以下のとおり述べております。以下ずっと (5) まだが答弁になっております。こちら省略させていただきます。後ほどごらんいただきたいと思っております。

それでは、4 ページ中段の下をごらんください。最後に、5 番、管理運営のあり方について整理をいたしました。(1) 公民館につきましては、過去の環境浄化運動が文教地区指定運動に発展し、その中で生まれた学生や婦人のサークル活動が機運となり、公民館は昭和 30 年に開館いたしました。それ以降、多彩な学習の機会を提供し、住民自治力向上などを促す役割を担ってきました。例えばしょうがいしゃ青年

事業や女性のための講座、公民館保育室など社会的弱者への取り組みは特徴的なものとして、市民と職員が築いてきた経過がございます。これからの少子高齢化や高度情報化社会において、公民館は社会教育の中核施設として、市民一人ひとりが自己人格を磨き、豊かな人生を送ることができ、生涯にわたりあらゆる機会にあらゆる場所で学習し、成果を生かすことのできる社会の実現を図るという生涯学習の理念と新たな社会に対応する市民の多様な学習需要を踏まえ、学習の機会を提供するとともに、学習成果を地域社会に生かす仕組みを構築するという、社会教育における新たな役割に加え、現代的役割や市民ニーズに応える事業を実施する必要がございます。

こうした公民館の役割は、民間機関に委ねるのは難しく、本来的に行政の直接的な責任のもとに行っていくべきものと考えます。公民館の運営は、より効率的な施設運営や事業執行を意識しつつ、これまで同様、公運審などの附属機関や市民グループ等の協力を得ながら、直営による現在の運営方法を維持していくことが望ましいと考えてございます。

○【是松教育長】 尾崎図書館長。

○【尾崎図書館長】 図書館につきましても、地域の図書館として市民との協働により、地域密着・協力型の運営を主軸としながら、きめ細やかなサービスを実施し、市民の方からも多くの支持を得てきました。今後も図書館は市民ニーズに応える事業を引き続き実施していく必要があり、そのためには費用の削減に努めながら、効率的な施設運営や事業執行を図りつつ、これまでどおり附属機関や市民グループ等の協力を得ながら、直営による現在の運営方法を維持していくことが望ましいと考えます。ただし、今後、新たな図書館建設に際しましては、その立地性やサービス機能に応じて、市民ニーズに応える運営方法を検討すべきと考えますことをつけ加えさせていただきたいと思えます。

報告は以上です。

○【是松教育長】 報告は終わりました。ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

山口委員。

○【山口委員】 まず、きょうこれが報告事項で議題に上がった経緯と、今後の活用ではないですけども、位置づけみたいなのところをご説明していただけるとありがたいなと思えます。

○【是松教育長】 石田公民館長。

○【石田公民館長】 冒頭にもお話しさせていただきましたけれども、平成 26 年度から平成 31 年度まで 6 年間にわたって、財政の健全化の方策等を実施しなければいけない喫緊の課題ということなので、教育委員会の中で、あと我々主管課としての思いを報告させていただきました。人員の効率性を求める業務は推進していきますし、ストックマネジメントなどの状況が大きく変わったときには、その都度その問題を改めて検討するというところで、これは絶えず検討をしていくべき課題ということで認識してございます。

○【是松教育長】 補足がありましたら、お願いします。

宮崎教育次長。

○【宮崎教育次長】 まず財政改革審議会の中では、現在さまざまな公の施設で指定管理者制度などの運営がございますので、国立市においても検討すべきだ、全ての施設において例外なく検討すべきだという考えが示され、公民館、図書館もその対象となりました。そのような中で、実際に公民館や図書館が指定管理者制度に合っているのか、国立市ではどうなのか、それを市としての方針を定めたときに、教育委員会の考え方をしっかり整理してくださいということがありましたので、ここで明確に、事務局のほうで考え方をまとめたものをこの教育委員会場で報告させていただいて、ご意見をいただきながら、できれば教育委員会の今後の方針はこの方向で持っていきたい。つまり現行の単館である公民館、中央図書館を核

として、各地域分室あるいは北分館ですね、こういったボランティア力を活用した図書館については、今後も直営で維持していくという原則としての考え方で、図書館長から最後にありました今後の建設云々というのは、現行の図書館については直営を維持する考えを持っておりますが、市民サイドから、例えば駅前図書館を建設してほしいという要望が、これは現実的にはなかなか難しいことではございますけれども強くあります。そういった駅前に図書館を新たに建設するような状況が出てきたときに、駅前の図書館が求められる役割はどのようなか。現行のような、さまざまな事業活動をそこでも行ってほしいのか、それとも駅前であるがゆえに、朝早くから夜遅くまで居心地のいい場として展開してほしいのか。そうなったときに、その館については、一部指定管理を導入することも考え得る可能性がありますので、そういったところを補足的につけ足しました。ですから、市の中でも教育委員会としての考えを求められていますので、教育委員会としての考えがある程度公に示すことができれば、原則そのように取り組んでいくことになるかと思っています。

以上です。

○【是松教育長】 よろしいですか。山口委員。

○【山口委員】 位置づけがよくわかりました。ありがとうございます。

いわゆる社会教育といいますか、地域の中で市民の方がいろいろ作り上げている象徴的な公民館、図書館、実際にボランティアも協力されている部分があるので、それは大切にしていくというのは当たり前のことです。直営方式でいいと思うのですがけれども、先ほど石田公民館長と尾崎図書館長も言われたように、時代とともに必要とされていることが変わっていく、状況や社会情勢によってどんどん変わっていかねばいけない部分があるのだらうなということは思います。それをぜひ検討していただいて、私が一つだけ思うのは、公民館の役割ですけれども、5ページの上から2行目のところです。真ん中の「学習成果を」というのは、公民館でやっている事業の成果、例えば学習会であるとか、講演会をやったりしたことにおいて、例えば市民活動が出てくるとか、そこで新たな問題が出てくるということだと思っております。それを地域社会に生かす仕組みを構築する。私は、この仕組みを構築するのは、民間ではできないことだと思うのです。学習会とか講演会は民間でもできるわけですが、それをやるのもいいのですけれども、それよりは地域のいろいろなニーズや活動が、国立市の中でもやられているのではないかと思います。そういうところをつなぎ合わせて、仕組みなのかネットワークなのかかわからないのですけれども、イメージではコーディネーター的な役割というのですか。そういうようなことを公民館が負っていく能力も持っているし、今まで負ってこられたのではないかなと思うのです。

今まで、どちらかというと軸足は公民館の独自活動のほうが多かったような気がするのですが、今後はそこから一歩踏み出して、そのことを地域に広めたり、地域全体のいわゆるそれが民間活用なのです。指定管理ではなく、民間がさまざまやっていることをうまく情報収集してつなぎ合わせて、情報を出していくような役割を公民館ならできる部分もあるのかなと思うのです。そのようなことにも、ぜひ力を入れていただけるといいなと思います。せっかくの機会なので、今までこういう意見は言っていなかったのですが、最近の公民館のいろいろな活動に接したりする中で、公民館らしい活動をしているなということが実はあったものですから、まさにそのコーディネートの役割というのを果たせる。そうすると、これはもしかしたらCSWの役割的なこととかかわりつつ、うまく連動するといい地域活動になってくるのではないかなと感じたものですから、意見を述べさせていただきました。

以上でございます。

○【是松教育長】 ほかに感想などよろしいですか。

城所委員、お願いします。

○【城所委員】 感想です。改めて図書館、公民館の位置づけが出されたのですけれども、今までも民間の話が出ては、いろいろなことになってはいたのですけれども、ある意味これでほっとする方もいらっしゃるのではないかなと思います。国立の歴史とともに成り立ってきた二つの館だと思うので、でも、その中で財政を健全化させなくてはいけないという、痛いところもあるかと思うのですが、今の段階ではできる限りこれやっけていくということと、今、山口委員もおっしゃったように、時代とともにもし変化していたら、何かを変えなくてはいけないタイミングもあるのかもしれないです。改めて出していただいたことは、ありがたかったかなというように思います。

以上です。

○【是松教育長】 よろしゅうございますか。

嵐山委員。

○【嵐山委員】 公民館の企画は面白いです。昔から伝統的であって、例えば皆さん知らないでしょうけれども、私が親しかった土方翼の暗黒舞踏というのがありました。横尾さんとか池田満寿夫とか、隣にいた笠井叡、そういうのは知らないでしょう。そういうのを一番初めに、前衛のアバンギャルドを公民館でやっているのです。だから、もともと企画力があって、今の講座を見ても、ちょっと参加してみたいと思うものもあるし、図書館もそうです。私より若いけれども、よく知っている弟の同級生は料理教室に行っています。いろいろ面白い企画があります。これは直営ですからね。民間に出したら、やはり効率とかシステム化されたものになるわけです。公民館は実績があるし、今も企画が面白いもの、ユニークなものがあると思います。

図書館も同じです。ただ、駅に図書館をつくられたら、駅前の書店が潰れてしまうし、私は出版社出身だから言いますが、図書館がベストセラーばかりいっぱい買って、それで私とか売れない本は全然見向きしないというのは不満だし。それから、文春の社長がベストセラーで文庫本版化になったのは、図書館に入れなくてもいいと。これも出版社としてもいろいろあるのです。新潮社も先頭に立って図書館とバシバシやったり。それからもっと大きい問題で、図書館へ行ってコピーをされてしまうと我々は上がったりなんですよ。

国会図書館というのは、以前は四谷にあって、今、もう偉い外国人しか入れなくなっている建物、何とこのですか。

○【是松教育長】 迎賓館ですか。

○【嵐山委員】 迎賓館です。あそこは以前国会図書館だったのです。私が学生のころは、その国会図書館へよく行きました。食堂も安くてうまいしね。本はあるし、勉強をするのにすごくよかった。それだけではなくて、日本の図書館の果たしてきた役割は非常にあるわけです。直営でなければ企画力というのは生かせないのです。民営にしてしまうと、効率というか、商業的な言葉はよくないのだけれども、つまり公民館も図書館もそういう志があるから、だから駅前の図書館は反対です。本屋が潰れてしまいますので、つくるものではない。だから、駅に本の返却場何かはあるわけでしょう。そういうように応用するのはいいけれども、あそこに図書館をつくるのは困る。今、話が合ったように、教育委員会としてはっきりした態度を出せということでしょう。だから、公民館も図書館も直営でいくということにしたほうがいいと思います。

以上です。

○【是松教育長】 ほかによろしいですか。

(「はい」の声あり)



○議題（６） 報告事項３） 市教委名義使用について

○【是松教育長】 それでは、次に、報告事項３、市教委名義使用についてに移ります。

津田生涯学習課長。

○【津田生涯学習課長】 それでは、平成 29 年度 10 月分の教育委員会後援等名義使用について、お手元の資料のとおり承認 4 件でございます。

まず、カジキタドリーム主催の「家族で楽しむ『シンデレラ&クリスマスショー』」です。参加した家族のコミュニケーションのきっかけになることを目的に、第 1 幕では観客参加型のシンデレラの芝居、第 2 幕ではクリスマスソングを歌い、踊るショーを行います。開催日時は平成 29 年 12 月 25 日 15 時または 19 時から、会場は国立市民芸術小ホールです。入場料は 3,000 円となっております。

2 番目はライフステーションワンステップかたつむり主催の「はるなが国立市市制 50 周年記念にやってきた」です。国立市市制 50 周年を記念し、国立市とともに歩んできたしょうがいしゃの歴史や、地域で当たり前暮らしているしょうがいしゃの人たちのことをより市民に知らせていきたいという目的で、市内に住むしょうがいしゃの歴史や自立生活をするまでの体験をストーリーとした劇の公演を、平成 29 年 12 月 17 日 18 時より、くにたち福祉会館にて行います。参加費は無料となっております。

3 番目は、特定非営利活動法人学凜社教育研究所主催の「お父さんと遊ぼう！パワフル親子体操」です。ふだん仕事で子どもと遊ぶ時間がとれない、一緒に体を動かしたいけれど何をすればいいかわからない、子どもが体育のことで悩んでいるので一緒に解決したいなどの悩みを持つ父親と、その子どもを対象とした運動遊びと体育種目の練習方法を紹介します。開催日は平成 29 年 11 月 12 日、または 12 月 23 日で、時間帯は、未就園児は 10 時から 11 時、年少・年中児は 13 時から 14 時、年長児から小学 2 年生までは 14 時半から 15 時半となっております。会場は、茜サマリヤプラザ 4 階イベントスペースです。参加費はスポーツ傷害保険代を含め 500 円となっております。

4 番目は関東学生体操連盟主催の「第 22 回東日本学生新人新体操選手権大会 第 14 回東日本学生新体操交流大会」です。新体操の発展を目的に、主に新人による団体体操競技（女子のみ）及び個人体操競技（男女）を平成 29 年 12 月 9 日、12 月 10 日に東京女子体育大学で開催いたします。選手参加は有料ですが、観覧は無料となっております。

以上 4 件について事務局で審議をし、妥当と判断し、名義使用を承認いたしましたので報告いたします。

○【是松教育長】 報告が終わりました。ご質問、ご意見等いかがでしょうか。



○議題（７） 報告事項４） 要望書について

○【是松教育長】 よろしければ、次に、報告事項４、要望書についてに移ります。

川島教育総務課長。

○【川島教育総務課長】 要望は 2 件です。市民の方より、学校における働き方改革推進プランに関する要望書を、国立市東の佐々木様より、「事実をきちんと知り、保護者の意向を尊重することを求める要望」をそれぞれいただいております。

以上でございます。

○【是松教育長】 それでは、まず 1 件目について、国立市立学校における働き方改革推進プランの計画があるかというようなご質問ですが、事務局のほうで補足説明がございましたらお願いいたします。

三浦教育指導支援課長。

○【三浦教育指導支援課長】 それでは、国立市立学校における働き方改革実施計画の作成について説明をいたします。

まず、東京都教育委員会が中間まとめとして発表された「学校における働き方改革推進プラン（仮称）」について補足いたします。

東京都教育委員会では、学校を取り巻く環境が複雑化、多様化し、学校に求められる役割が拡大する中で、教員の長時間労働が課題となっていることを受け、その解消のための「学校における働き方改革推進プラン」の策定に向けて、11月9日に中間まとめを公開し、都民から広く意見を求めるためのパブリックコメントを実施しています。本プランは、都立学校における働き方改革の改善目標を含む実施計画であるとともに、公立小・中学校の服務監督権者である区市町村教育委員会にも、働き方改革を進めるための取り組みが進められるよう、実施計画の策定を促しています。本プランは、パブリックコメントを経て、平成30年2月に策定・公表予定になっております。

次に、国立市教育委員会としての動きですが、本プランの策定に合わせ、働き方改革の具体的な取り組みの方向性として示されている、在校時間の適切な把握や教員業務の見直し、部活動の負担の軽減等について、国立市として実施できる内容の検討を進め、国立市立学校における働き方改革実施計画の作成を進めてまいります。

説明は以上であります。

○【是松教育長】 説明は以上のとおりです。今現在、推進プラン計画そのものはつくっていないという状況ですが、今後、先ほどの東京都の推進プランを受けて、在校時間の管理、業務改善の見直し、部活動のあり方、あるいは支援等を大きな柱としての推進プランをつくっていく予定があるということで、また、今後逐次、そのご報告を教育委員会にもしていきたいということだと思っております。この件につきましてもいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

山口委員。

○【山口委員】 これが全国的な話題となって、実際の問題となってきている部分もありまして、どんどん学校の役割、社会の中の位置づけが大きくなってきていて、子どもたちに何かあったら必ず学校という声が出てくる部分があるのです。根本的なことと言うと、これは無理ですけれども、学校自身のそういうことに対する役割を減らすわけではなく、違うところが担えるような状況を社会全体でつくっていかないと、このことはなくなっていくのではないかと思います。ただ、それは非常に難しいし、なかなかできないのですけれども、先ほどちょっと言いました研修で行った「家庭教育の充実」みたいなことも、もしかしらそういうことに当たってくるのかなと思います。家庭力の向上ということになるのだろうと思うのです。いろいろな場面の中で、私自身は、子どもが学校以外にも居場所がたくさんある、学校が今は一番いい場所ですけれども、それ以外にもさまざまな居場所があることによって、子どもにとっていい状況ができてくるというか、今はそれが欠けているなということを非常に思います。その一つの典型的な弊害がこのことです。先生や学校に全部かかってくる状況があるので、このプランをつくとともに、これは市でどうにかできることではないのですけれども、そういうことも考えていかなければいけないと、この要望書を見て、今の説明を聞きながら思ったところでございます。

国立もさまざまな学校、子どもたち、先生たちがいい形でかかわっているところが非常に多いなど実感しているのですけれども、それがちょっとでも崩れてしまったら、このことが非常に大きい問題となってくるおそれがあるわけです。ぜひサポートをするようなプランをつくっていただければと思います。

以上でございます。

○【是松教育長】 ほかによろしいですか。

城所委員。

○【城所委員】 私も感想になります。山口委員と重なる部分がありますが、いろいろなものが今たくさん学校の中に入ってきていて、教育というと子どもたちがいるから、どうしても学校でということになると思うのです。総量を減らさずに、どう改革していくかというのは難しいところで、全国的にこの動きにはなっているのですが、そういうところも考えてほしいと思います。前にも同じようなことを感想でお伝えしたかもしれないのですが、総量のところをどこで担っていくかということも、並行して考えていかないといけない問題だろうなと思います。国立だけで何とかできることではないのですけれども、一人一人の大人が担えるところをわずかながらでも担っていこうという気持ちが大事なかなと思います。

以上です。

○【是松教育長】 高橋委員。

○【高橋委員】 土曜日に、一中でたまたまこの要望書を出した方に呼びかけられて、立ち話をしました。問題は、山口委員、それから城所委員がおっしゃっています、教員が抱えている仕事の総量というのは、なかなか減らすことができないのです。これは多くの方が理解しているだろうと思います。ですから、いろいろな自治体で、お金をかけて人の手当てをしているということがあると思います。昨年、文科省ではチーム学校ということを中心に打ち出しまして、学校の中で教員だけが抱えるのではなく、多くの地域の方も、それからいろいろな人の力を結集していかないと、今のこの複雑化した、多様化した課題にはなかなか対応できない。保護者の要望も多様化していますし、子どもの実態も、発達しょうがい初めとして、一人一人を育てるためには、多様化したそれに柔軟に対応しなくてはならないということです。

たまたま私が経験してきた札幌市では、事務職員の活用ということです。この実践記録は、教育次長に預けてあります。これは、文科省も事務職員の活用、東京都も副校長の補佐とかそういうことを打ち出していますし、事務職員が学校経営、学校運営に携わっていく。単なる事務的なことだけではなく、まさにチーム学校というのは、スクールカウンセラーはわずかな時間しか働けないですけれども、スクールソーシャルワーカー、それから地域の人材の活用、出前授業だとか、学校の垣根を今低くしているところから、いろいろな方が学校に参画してくる。部活の指導、外部指導者はもちろんそうですし、そういったところで教員の負担を軽くしていく。子どもにかかわっていますと、6時になったら帰りますというわけには、行事を抱えていると6時半には帰りますというわけにはなかなかいかないので、そういったサポートの仕方ということが、働き方改革にはついて回るのかなと思いますので、いろいろな方の知恵を結集しながら取り組んでいけたらなと思います。

以上です。

○【是松教育長】 ほかによろしいですか。

それでは、1件目はこの程度にとどめまして、2件目のご要望について、ご意見、ご感想等ございましたらお願いします。

山口委員。

○【山口委員】 この要望書を読んで、9月の定例会での話ですので、これは多分私がしゃべったことに対するご要望かと思います。ショックを受けて真意が伝わっていないのと、学校の実態を把握して動いているつもりではあるのですけれども、そのように見えていない方がいらっしゃるというのは、非常にかかりしておりまして、もっともっと頑張らなければいけないということだろうと思って見させていただき

ました。

いろいろな方がいろいろな意見を言って、それに耳を傾けるのは当たり前のことで、このときは私の言い回しが悪かった部分はあるのかもしれない、それは反省をさせていただきたいと思います。真意というか、一番大切なのは、子どもが成長していく場所を我々がしっかりと確保できているのかどうかということに尽きると思うのです。子どもの成長は何なのかと、この方にも書いて見ていただきましたから、6行目にいろいろな経験の中で人は育っていく。私はまさにこれなのです。子どもの育つ内容は、非常に重い発達しょうがいを持っている子であろうと、いろいろなしょうがいを持っている子であろうと、それぞれの経験の中で一人一人日々成長をしている。しっかりと成長できる場を保障してあげる。学校もそのうちの一部だという考え方をしっかりと持つことが、実は前の要望書、前の問題にもつながっていくだろうと思うのです。この要望は、学校の部活の話だったのですけれども、それをもっともっと幅広く捉えて、子ども自身のいろいろな場所になっていくというのが、いいのかなと考えている部分です。意見としてプラスでつけ加えておきますけれども、この要望書はしっかりと読ませていただきました。

以上でございます。

○【是松教育長】 ほかにいかがですか。よろしいですか。

城所委員。

○【城所委員】 要望書をいただきました。私も学校に行っているいろいろな先生にお声をかけたり、管理職の先生にお話をお伺いしたり、こまめにしているつもりなのですがすけれども、もし、要望者の方のお耳に入っている話がこちらに届いていなければ、ぜひこちらに届けていただきたいと思います。個人名をもし先生に出されては困るとおっしゃる方がいたら、そこは伏せていただいても構いません。ぜひお耳に入ったようなことがあれば、教えていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思いました。

以上です。

○【是松教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、秘密会以外の審議案件は全て終了いたしました。ここで次回の教育委員会の日程を決めておきます。どのようになりますか。

宮崎教育次長。

○【宮崎教育次長】 次回の予定でございますが、12月19日火曜日午後2時から、こちら教育委員室を会場として予定してございます。

○【是松教育長】 それでは、次回教育委員会は12月19日火曜日午後2時から、会場は教育委員室となります。

本日は皆様、お疲れさまでございました。

午後3時47分閉会